

藤沢市愛の輪福祉基金補助金交付要綱

制定 平成29年 4月 1日
改正 平成30年 3月13日
改正 平成31年 3月25日
改正 令和2年 4月 1日
改正 令和5年 4月 1日
改正 令和8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、支えあいの地域づくり活動や事業を行う団体に対し、藤沢市愛の輪福祉基金条例（昭和59年条例第8号）第6条の規定により活動費の一部を助成することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

（1）次のアからウまでに掲げるすべてに該当する任意団体、特定非営利活動法人及び非営利型の一般社団法人。

ア 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めを有し、活動について明文化した会則等を備え、福祉活動を行うことが明示されている非営利団体であること。

イ 市内に活動拠点を有しており、主として藤沢市民に向けた福祉活動を行っていること。

ウ 藤沢市民を構成員に3人以上含む団体等であり、かつ事業の実施に直接従事する者が3人以上いること。

（2）藤沢市老人クラブ連合会に所属する友愛チーム（以下「友愛チーム」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する団体は補助対象団体になることはできない。

（1）暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（2）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

（3）公序良俗に反する団体

(補助の対象事業)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域共生社会の推進に寄与し、各年度の藤沢市愛の輪福祉基金補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定める事業、または友愛チームが行う見守り活動とする。ただし、交付要領に定める事業のうち、本市の他の補助を受けている事業は対象とならない。

(補助金の交付額等)

第4条 補助対象事業の補助区分及び補助額を交付要領に定めるものとする。ただし、友愛チームが行う見守り活動の補助額は、1団体につき1万5千円の定額とする。

- 2 補助額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付額は、愛の輪福祉基金を活用し、かつ予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請手続等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、愛の輪福祉基金補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、交付要領に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、友愛チームはこれに加えて、各友愛チームの団体年間活動計画表及び各友愛チームの名簿を添付するものとする。

- (1) 愛の輪福祉基金補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他、交付要領に定める書類

(補助金交付の審査等)

第6条 前条の規定による申請の内容を審査し、藤沢市愛の輪福祉基金から生ずる収益金等の適正な配分と執行を図るため、藤沢市愛の輪福祉基金審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、前条の規定による申請について、補助事業の適否を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 その他、審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、審査会の審査結果を踏まえ、交付の可否及び補助金額を決定し、その結果について対象となる事業者に愛の輪福祉基金補助金交付等決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、事業の着手前に事業に係る費用が確定しないものについ

ては、当該事業の完了後に補助金額を決定するものとし、補助金交付決定通知書には交付予定額を記載する。

- 2 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）にあたっては、次に掲げる条件を付して行うものとする。
 - (1) この事業施行に関して、この補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) この事業施行について、市長は隨時、帳簿書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。
 - (3) 補助対象事業において、本市の他の補助金制度を利用し、重複して補助金の交付を受けないこと。
 - (4) 事業の実施にあたっては、安全面、衛生面等に十分注意すること。
 - (5) 利用者を他の収益事業等に誘導する行為がないこと。
 - (6) 藤沢市補助金交付規則を遵守すること。

（事業内容等の変更）

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）が、交付決定を受けた事業の内容を変更し、中止し、若しくは廃止し、又は団体代表者を変更しようとするときは、愛の輪福祉基金補助金事業計画変更承認申請書（第6号様式）に変更、中止又は廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、提出書類を精査し、その適否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による適否の決定を行ったときは、愛の輪福祉基金補助金事業計画変更通知書（第7号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときには愛の輪福祉基金補助金事業完了届兼実績報告書（第8号様式。以下「完了届兼実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し、市長がこれをもって完了確認を行う。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 領収書などの支払実績を確認できる資料
- (3) 愛の輪福祉基金補助金事業実施結果報告書（第10号様式）

- 2 市長は、第7条第1項ただし書の規定により交付予定額を記載した事業については、前項の規定により提出された完了届兼実績報告書及びその添付書類に基づき交付すべき補助金の額を決定し、愛の輪福祉基金補助金確定通知書（第11号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付は、当該事業の完了確認の後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 3 補助事業者が、前2項の規定により補助金交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿等)

第11条 補助事業者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(広報周知等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の実施にあたり、愛の輪福祉基金補助金を活用した事業であることを周知するものとし、事業についてのポスター・チラシ・看板等を作成する場合には、これを記載することとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、愛の輪福祉基金補助金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日以降に実施される事業に係る補助について適用する。
- 3 藤沢市愛の輪福祉基金補助金交付要領は、廃止する。
- 4 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。